

食糧確保臨時措置法の運用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年二月十四日

池田恒雄

参議院議長 松平恒雄 殿

食糧確保臨時措置法の運用に関する質問主意書

一、昭和二十四年度の農業計画を説明されたい。

これと併せて、都道府縣並びに市町村の農業計画について、いくつかの事例を説明されたい。

二、食糧確保臨時措置法によると、事前割当は、先づ市町村の農業調整委員会の議決を経て、公表をするということになっているが、この議決はいかなる時期に行うべきものか。

三、私が、最近関東、東北のいくつかの村についてみたところでは、

(1) 昨年度夏作については、五月中に事前割当をするという方針に聞いていたが、村々における事実をみると、收穫後に事前割当をやっているところが多い。このためいろいろ問題をかもしているが、これはどう仕末されるのか。

(2) 昨年秋蒔の麦についてみると、蒔付け当時において事前割当がなされていない。しかも未だに正式の議決や公表があつたかどうかハッキリしない村があるのはどうしたことか。

四、法律では超過供出を強制しないとなつてゐるが、どのような方法で超過供出を実施しようとしているのか。

二十三年春から、事前割当制になつたという意味で、多くの町村では收穫期において実收調査をしてない。これでは超過收穫を捕捉することができないと思うがどうか。

また、供出数量の変更、地力差の補正、その他供出割当の改善の視角から、矢張り事前割当制の場合でも実收調査を実施しなければならぬと思うがどうか。

五、食糧臨時措置法が毎年どのような順序でその活動を展開してゆくかということを、一般農家も、農業調整委員もハッキリ認識していないようであるが、農業調整委員会は行政廳の監督下にあるのだから、もつとハッキリしてゐるべきものと思うがどうか。

それとも、政府は折角この法律を制定しながら、この法律を棚上げにして、戦時中より慣行化されて來てゐる國家に対する盲從的協力主義、隣保連帶主義を護持強行してゆくとするのか。

六、一月末、関東信越財務局を訪問したとき農材から約一千万石の闇米が流れているという説明を聞いたのであるが、これはどのような方法で計算したか、また、この闇米を何故に捕捉しないか。

(1) 一方において一千万石の闇米が流れているのに一方では裸供出や赤字供出が強行されているのはどうした訳か。

(2) 村を歩くと完全農家と轉落農家という二つの階級がみられる。何故にこのような階級制度を設けておくのか、そして、また何故にこの二つの階級の間のふに差別をつけることが國策としてよろしいのか。

七、供出割当は、前項にもみられるように、戸別にも、字別にも町村別にもデコボコが多い、このことは数年來指摘されていたことでもあるが、一向修正されないのはどうした訳か。

このような不合理な割当の下で、飯米に事欠く農家が続出し、中には口を減らすため子供を賣るといった民主主義以前の悲ゲキも発生している。

しかも、これらの貧農達が、供米について不平不満を訴えたと、非協力者とか、供米阻害者とかいつて圧迫されている向もある。この場合、供米を担当する公務員達はいわゆる村のボスと協力している。

同胞愛、國家再建、村の責任ということは独り公務員達の専賣特許ではない、しかるに公務員や一村の有志なる者が、このような美しい言葉に藉口して、不合理をインベイする、そして農民の正当なる生存のための發言を阻止することは、ナチス的であり、地主的である。

戦争中發達したナチ斯的にハイカラ化した地主支配は一日も早く排除しなければならないのに、最近の供米事情は、殘存するこのナチ斯的地主支配を更に培育再起せしめようとしている。このことは重大である。どのように対策するのか。